

事業承継促進枠とはどんな枠ですか？

事業承継促進枠とは、親族内承継や従業員承継等の事業承継を契機として経営や事業を引き継ぐ予定である中小企業者及び個人事業主が、引き継ぐ予定である経営資源を活用するための設備投資等に係る取り組みを行う際の費用の一部を補助することで、中小企業者等の生産性を向上させることを目的とした枠です。



ポイント① 一定期間内に親族内承継や従業員承継等の事業承継によって、経営資源の引継ぎを実施することが条件です



認定経営革新等支援機関

中小企業をめぐる経営課題が多様化・複雑化するなか、中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24年 8月に中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。

事業承継促進枠による申請を行うに際し、申請者は事業承継の蓋然性が高いことについて認定経営革新等支援機関等による確認を受ける必要があります。

POINT

・公募申請期日から5年後までの事業承継対象期間内に事業承継を完了する必要があります

- ✓ 公募申請前に、認定経営革新等支援機関等から事業承継計画に対する確認書の発行を受ける必要があります
- ✓ 事業承継対象期間での承継未完了となった場合は、交付を受けた補助金の返還が必要です

ポイント② 一定の条件を満たす承継予定者と被承継者間で実質的な事業承継が行われることが条件です

承継予定者、事業承継の内容、及び事業承継の形態において一定の要件を充足する事業承継のみが事業承継促進枠の補助対象となる事業承継に該当します。

承継予定者

事業承継により事業を引き継ぐもの(承継予定者)は以下のいずれかに該当する必要があります

- ① 対象会社の会社法上の役員として3年以上の経験を有する者
- ② 対象会社・個人事業に継続して3年以上雇用され業務に従事した経験を有する者
- ③ 対象会社の会社法上の役員及び雇用され業務に従事した経験を通算3年以上有する者
- ④ 被承継者の親族であり、対象会社の代表の経験が無い者

※ 原則として、承継者が補助対象者として申請を行います(個人事業主の場合、承継予定者と被承継者による共同申請が必須です)

事業承継内容

経営権・所有権(株式・持分等)のいずれもが被承継者から承継者に譲渡されるものであり、承継者・被承継者間での実質的な事業承継の実施が客観的に確認できる必要があります

以下に該当する事業承継が実施された場合、原則として事業承継促進枠の補助対象外となる事業承継とみなします

- ・経営権と所有権のいずれもの移転を伴わない代表者の交代のみの事業承継
- ・物品・不動産等のみを保有する事業の承継
- ・グループ内の事業再編 その他事業承継が行われたことを客観的に確認できない場合

事業承継形態

承継者が個人事業主の場合は「事業譲渡」、法人の場合は「同一法人内での代表者交代」に該当する事業承継形態の場合に事業承継推進枠の補助対象となる事業承継に該当します

ポイント③

事業承継により引き継ぐ経営資源を活用して行う生産性向上等に係る取組であることが条件です

事業承継促進枠では、親族内承継や従業員承継等を通じて被承継者から引き継ぐ経営資源を活用して、「生産性向上に資する設備投資等」に取り組んでいただくことが補助の条件となります。

生産性向上要件

承継予定の中小企業者等の「付加価値額」又は「1人当たりの付加価値額」の伸び率が3%／年の向上を含む計画を指します。付加価値額の計算方法は、法人・個人事業主の場合でそれぞれ以下の通りです。

[法人] 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

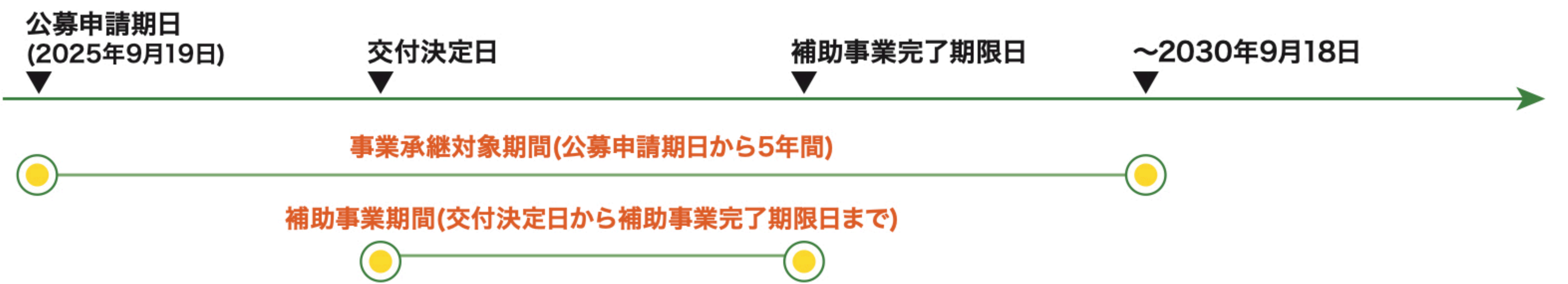
[個人事業主] 付加価値額 = 営業利益 + 減価償却費 + 福利厚生費 + 給料賃金

POINT

生産性向上等に係る取組

補助対象事業は補助事業期間を含む5年間の補助事業計画において、生産性向上要件の達成が見込まれる取組である必要があります

補助対象となる経費の区分



POINT

補助対象経費の契約・発注が交付決定日以降かつ、補助事業期間の間であり、検収・支払まで含めて同期間内に完了済の経費である必要があります

事業承継促進枠

設備費

外注費

産業財産権等関連経費

謝金

委託費

旅費

※ 売上原価に相当すると事務局が判断する経費は補助対象外となります

※ 事業承継に際して支払う譲り受け費用(土地、資産購入費用等)含め、被承継者に対して支払う費用は原則補助対象外となります

廃業費(併用申請時)

廃業支援費

原状回復費

在庫処分費

リース解約費

解体費

移転・移設費

補助率・補助上限額

申請の種類		一定額以上の賃上げ	補助下限額	補助上限額	上乗せ額 (廃業費)	補助率	
事業承継 促進枠	小規模企業者 に該当	実施する	100万円	1,000万円	+150万円	800万円超～ 1,000万円相当部分	1/2以内
		実施せず		800万円		～800万円 相当部分	2/3以内
	上記以外	実施する		1,000万円		1/2以内	
		実施せず		800万円			

※ 詳細は公募要領をご確認ください

POINT

補助事業者が中小企業基本法上の小規模事業者に該当する場合、補助額800万円以内に対応する対象経費の補助率が、2分の1以内から3分の2以内に引き上げられます

POINT

公募申請時から補助事業期間終了時まで一定額以上の賃上げを実施する場合、補助上限額が800万円以内から1,000万円以内へと引き上げられます